

平成 26 年度 第 6 回 部会再編検討委員会の結果について

開催日時 平成 27 年 1 月 20 日（火）午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

1. 規程(案)訂正点について

前回委員会時に、規程(案)を訂正した事により、訂正箇所を直した規程(案)確認し、再度訂正をし確定をした。(規程案は別添のとおり)

訂正点及び確定内容は、

第 2 条（部会の種類）について、各部会の名称を

(1)新台部会・(2)機械部会・(3)商社部会とした。

第 4 条（部会の役員）について、

副部会長 4 名以内を、5 名以内とする。

第 9 条（会議の議決）について、

『総会は、部会員の過半数の出席者をもって…』を『総会及び臨時会は、部会員の過半数の出席者をもって…』に訂正する。よって、2 項を削除し、3 項を 2 項とする。

第 12 条（所属部会の異動）として、新たに条文を盛り込むとした。

新条文は、『第 12 条（所属部会の異動）組合員は、営んでいる主要な事業の変更により、所属する部会を異動しようとする場合には、現に所属する部会及び新たに異動を希望する部会の双方の承認を得るとともに、理事会の承認を得なければならない。』とした。

尚、規程施行日は、5 月 22 日（通常総会予定）になるのではとなった。

また、訂正では無いが、部会開催の度に会計の確認を毎行行った方が良いとした。

以上を、訂正並びに新条文を盛り込んだ内容とし、規程(案)を確定させた。

出席委員より「提案」が出された。

- (1) 代行店部会より、部会役員を選任に絡む事なので、組合役員(理事)改選を通常総会開催前に前倒しして確定させてはとの代行店部会からの総意であったとの報告があり、理事会にて代行店部会提案の、事前に改選をしておいてから総会を開催するか、通常の流れ通りに総会を行うかを決めていただくとした。

(2) 5月22日開催予定の通常総会のスケジュールについて、部会を開催し、新部会長及び新副部会長等の選任をしなくてはならない為、委員会からの提案として、

① 5月22日に通常総会、翌5月23日の午前に会場を借り、部会を開催する。

② 5月22日に通常総会を11時(案)から開始し、15時より部会を開催する。

③ 事前に役員(理事)の選挙を行い、5月22日に通常総会を行う。

と、①から③の提案を理事会へ上程するとした。

2. 機械部会則(案)作成について(機械部会則案は別添のとおり)

機械部会則(案)を作成し、(案)として第1条から第20条とし確定した。また、確定までの訂正箇所は、

第13条(会議の議決)について、

『総会は、部会員の過半数の出席者をもって…』を『総会及び臨時会は、部会員の過半数の出席者をもって…』に訂正する。よって、2項を削除し、3項を2項とする。

第16条(慶弔及び見舞)について、

(1) 結婚祝金2万円を3万円とする。

(2) 生花・祝電・弔電については、合わせて3万円以内と新たに盛込むとした。

3. 機械部会の部会長・副部会長の決め方について

5月22日もしくは23日に(仮称)機械部会の部会長・副部会長を確定させる。

また、部会長・副部会長は、新役員(組合)の中から選任をするとした。理由として、部会長・副部会長は理事会の流れを把握している者が適任であるからである。

4. 研修会、講習会の開催について

部会の開催を、目安として年6回開催する。

また、部会として研修会及び講習会を開催した場合、組合から交通費を支出して頂けないかを理事会へ願うとした。

5. その他

委員より、部会再編検討委員会はいつまで活動をするのか、との質問があり、委員会としては(新)部会発足後に解散するとした。